

都道府県における
リサイクル製品優先利用の取組状況調査
報告書

平成 26 年 2 月

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
リサイクル推進委員会

はじめに

持続可能な循環型社会の形成ならびに 3R イニシアティブの推進のためには、廃棄物の発生抑制、再資源化はもとよりリサイクル製品の流通基盤の確立が不可欠である。そこで、公益社団法人全国産業廃棄物連合会（以下、「連合会」）ではリサイクル製品の流通基盤の確立に向けた組織的な対応等を目的として、平成 21 年 4 月にリサイクル推進委員会を設置し、リサイクルに関わる課題の把握に努めるとともにそれらの解決方策の検討を進めてきた。

当委員会では、再生利用を促進するための諸制度の状況を把握することを目的として、平成 21 年度に「再生利用指定制度の運用状況等に係る調査結果報告書」を取りまとめた。本調査では、都道府県における再生利用指定制度の運用状況及びリサイクル製品認定制度の概要について調査を実施した。また、平成 22 年度には、個別リサイクル製品の問題点を把握するためのケーススタディとして、多くの会員企業が取り組んでいる RPF を対象として、製造・流通及び価格等についての調査を実施し、「RPF 製造に係る基礎調査結果報告書～RPF の製造・利用の促進を目指して～」として取りまとめた。さらに、平成 24 年度には、各正会員におけるリサイクル関連事業についての情報を整理するとともに、平成 21 年度調査結果のうち、リサイクル製品認定制度の概要を最新の情報に更新し「各正会員におけるリサイクルにかかる活動状況調査結果報告書」として取りまとめた。

さて、最近では、廃コンクリート等の建設産業廃棄物を原料としたリサイクル建設資材の需要が低迷しており、在庫が過剰となっていることから、原料の産業廃棄物についても受入を制限せざるを得ない施設が多くなっていることが問題となっている。一方、各都道府県で独自に創設している「リサイクル製品認定制度」で認定された製品が、都道府県等が発注する工事等において必ずしも優先的に利用されている状況でないことも問題となっている。

そこで、当委員会では、「リサイクル製品認定制度」において認定を受けた製品についての認定都道府県での利用状況や、それを優先的に利用する際の課題等について、制度を創設・運営している環境部局と、リサイクル製品の利用側である発注部局の双方に対するアンケート調査を行い、本報告書に取りまとめた。

会員企業においては、本報告書の情報を事業活動に活用されることを期待するとともに、関係機関等におかれても産業廃棄物処理業者が持続的かつ発展的にリサイクル事業に取り組めるような優れたリサイクル製品は率先して利用されるようご配慮頂ければ幸いである。

平成 26 年 2 月

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
リサイクル推進委員会 委員長
越生 昭徳

リサイクル推進委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 法 人
委員長	越生昭徳	有限会社山陰クリエート 取締役
委 員	秋田 勝	公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 専務理事兼事務局長
委 員	井出 保	株式会社アイデックス 代表取締役社長
委 員	小川 勲	株式会社オガワエコノス 代表取締役
委 員	金原敏昭	金原開発株式会社 代表取締役社長
委 員	鎌倉 宏	安岡金属株式会社 専務取締役 (平成 25 年 7 月 9 日から)
委 員	木下公夫	株式会社木下フレンド 代表取締役
委 員	菅 雅春	一般社団法人秋田県産業廃棄物協会 事務局長
委 員	中野 勇	株式会社国見開発工業 代表取締役 (平成 25 年 7 月 9 日まで)
委 員	三谷 純夫	株式会社三純建設 代表取締役

－ 目 次 －

はじめに

リサイクル推進委員会委員名簿

第1章 調査全体の概要 1

第2章 リサイクル製品認定制度における認定製品の優先利用について
（リサイクル製品認定制度を有する都道府県環境部局対象） 2

- 1. 調査概要 2
 - （1）調査目的 2
 - （2）実施状況 3
 - （3）質問項目 3
- 2. 調査結果 3
 - （1）認定製品の優先利用にかかる定め 3
 - （2）認定製品の優先利用のための具体策 7
 - （3）認定製品の優先利用の課題 9
 - （4）認定製品の民間工事での優先利用 10

第3章 リサイクル認定制度について
（リサイクル製品認定制度を有しない都道府県環境部局対象） 11

- 1. 調査概要 11
 - （1）調査目的 11
 - （2）実施状況 11
 - （3）質問項目 11
- 2. 調査結果 12
 - （1）リサイクル製品認定制度創設の予定 12
 - （2）リサイクル建設資材の優先利用のための具体策 12
 - （3）リサイクル建設資材の優先利用の課題 13
 - （4）リサイクル建設資材の民間工事での優先利用の工夫 14

第4章 産業廃棄物を原料とする
リサイクル建設資材の優先利用について（都道府県発注部局対象）
..... 15

- 1. 調査概要 15

(1) 調査目的.....	15
(2) 実施状況.....	15
(3) 質問項目.....	15
2. 調査結果.....	16
(1) 都道府県発注事業における リサイクル建設資材の利用実績の把握状況.....	16
(2) 都道府県がリサイクル建設資材を利用する際の課題.....	17
(3) リサイクル製品認定制度について.....	17
(4) 産業廃棄物を原料とする リサイクル建設資材の利用上の課題.....	18
 第5章 まとめ.....	 20
 《参考資料》	
I. 調査結果一覧表（第2章、第3章）.....	21
II. 調査票（第2章、第3章、第4章）.....	26

第1章 調査全体の概要

調査の概要を下表に示す。

本報告書	第2章	第3章	第4章
調査対象	環境部局		発注部局
	リサイクル製品認定制度を設けている都道府県 (37 都道府県)	リサイクル製品認定制度を設けていない都道府県 (10 都道府県)	発注部局 (47 都道府県)
設問			
・「リサイクル製品認定制度」で認定した製品の優先利用の定めの有無及びその内容	(1)、(2)	-	-
・「リサイクル製品認定制度」設置の予定	-	(1)	-
・都道府県でのリサイクル建設資材利用実績の把握	(2) (選択肢の一つ)	-	(1)
・「リサイクル製品認定制度」そのものについての評価	-	-	(3) (制度のある37 都道府県のみ対象)
・「リサイクル製品認定制度」で認定した製品の優先利用に際して感じている課題	(3)	-	(4) (制度のある37 都道府県のみ対象)
・産業廃棄物を原料としたリサイクル建設資材の優先利用の工夫	-	(2)	-
・産業廃棄物を原料としたリサイクル建設資材の優先利用の課題	-	(3)	(2)
・民間工事における優先利用の工夫	(4)	(4)	-

()：該当の設問番号

-：該当の設問無し

第2章 リサイクル製品認定制度における認定製品の優先利用について (リサイクル製品認定制度を有する都道府県環境部局対象)

1. 調査概要

(1) 調査目的

当連合会が平成 21 年度に実施した「再生利用指定制度の運用状況等に係る調査結果報告書」では、37 道府県において「リサイクル製品認定制度」が設けられている（表 1）。

この制度は、道府県の地域内で生産されるリサイクル製品について、その品質及び環境安全性について一定の基準を設定し、それを満たしている製品を認定する制度である。リサイクル製品の利用促進においては、これらの既存の制度を活用することも一つの有効な方策といえる。

当委員会では、既に当該制度を設けている 37 道府県に対するアンケート調査により、産業廃棄物を原料としたリサイクル製品の認定にかかる制度の運用状況（特に都道府県での優先利用の状況）や課題を把握し、認定製品の利用を拡大するための方策について検討を行った。

表 1 都道府県の認定制度の設置状況（有り:○ 無し:×）

北海道	○	埼玉県	○	岐阜県	○	鳥取県	○	佐賀県	○
青森県	○	千葉県	×	静岡県	○	島根県	○	長崎県	○
岩手県	○	東京都	×	愛知県	○	岡山県	○	熊本県	×
宮城県	○	神奈川県	○	三重県	○	広島県	○	大分県	○
秋田県	○	新潟県	×	滋賀県	○	山口県	○	宮崎県	×
山形県	○	富山県	○	京都府	×	徳島県	○	鹿児島県	×
福島県	○	石川県	○	大阪府	○	香川県	○	沖縄県	○
茨城県	○	福井県	○	兵庫県	×	愛媛県	○	（計）	
栃木県	○	山梨県	×	奈良県	○	高知県	○	有り○:37	
群馬県	×	長野県	○	和歌山県	○	福岡県	○	無し×:10	

(2) 実施状況

調査方法や調査対象者、回収率等について表2に整理した。

表2 調査の実施状況

① 調査方法	アンケート調査の送付・回収による
② 調査期間	平成25年5月22日～平成25年6月7日
③ 送付先 及び 回収率	[送付先] 37道府県（再生製品認定制度のある都道府県） [回収率] 97%（回収36道府県 未回収1県）

※なお、神奈川県からは「かながわりサイクル認定制度」および「建設リサイクル認定資材」の2つの制度についてそれぞれ回答があった。

(3) 質問項目

本調査における質問項目について表3に整理した。

表3 質問項目

道府県の優先利用について	① 優先利用の定めの有無 (認定制度等における優先利用の定めの有無)
	② 優先利用のための実施事項 (優先利用のために実施している事項)
	③ 優先利用の課題 (認定品を優先利用する際の課題)
民間工事の優先利用について	① 道府県での工夫 (民間工事における利用を促進するための工夫)

2. 調査結果

(1) 認定製品の優先利用にかかる定め

① 優先利用の定めの有無

道府県のリサイクル製品認定制度で認定された製品について、9割の道府県が何らかの優先利用を定めており、認定した製品の利用普及の拡大に努めていることが推定される(図1)。

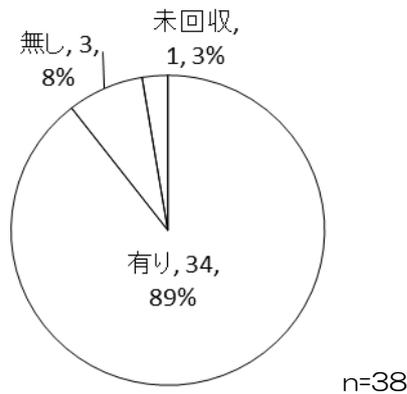


図 1 都道府県での優先利用の定めの有無

② 優先利用の定めの内容

1) 認定制度の中で定めの有無と内容

認定制度の中で優先利用を定めている都道府県は 25 であり、認定制度を有する道府県の 7 割に該当する (図 2)。

その内容としては、利用努力の定めとしている制度が最も多い。

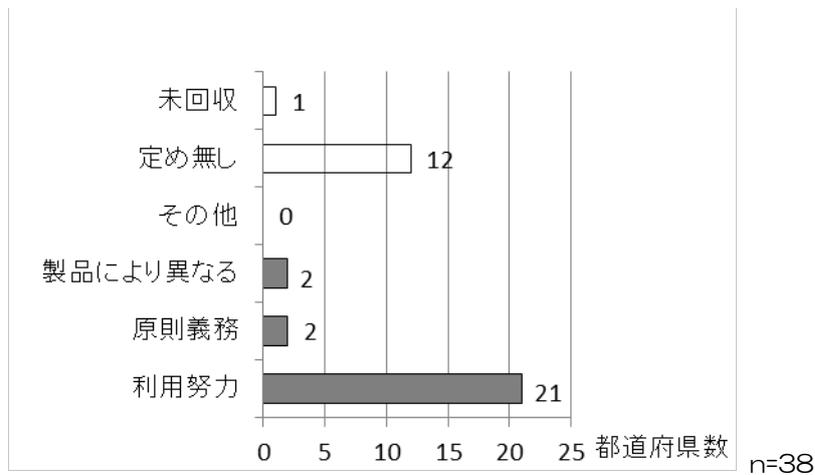


図 2 認定制度における優先利用の定めの内容

2) 認定制度以外での定めの有無と内容

認定制度とは別に優先利用を定めている都道府県は 18 であり、制度を定めている道府県の 5 割に該当する (図 3)。

その内容としては、利用努力を定めている制度が最も多い。

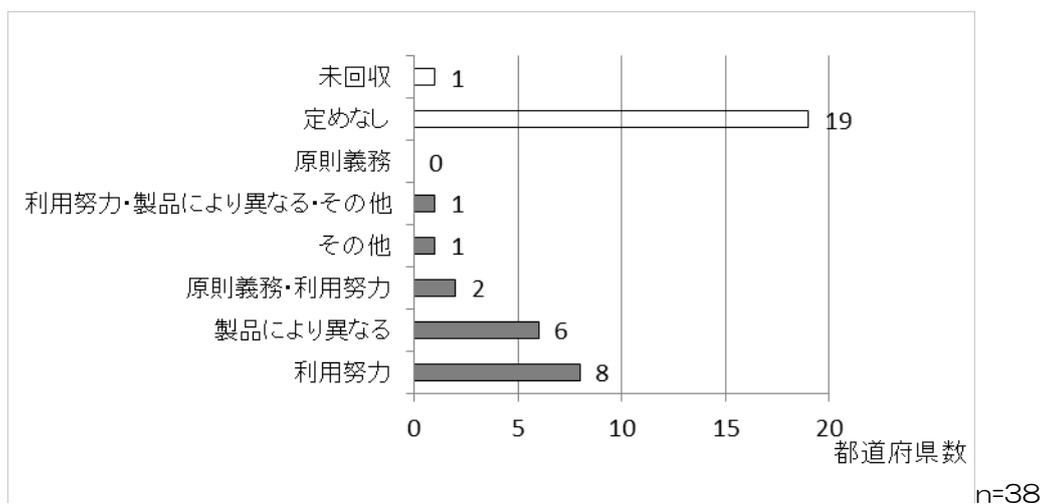


図3 認定制度以外の優先利用の定めの内容

道府県における優先利用の定め例を表4に示す。

表4 認定制度以外の優先利用の定め例

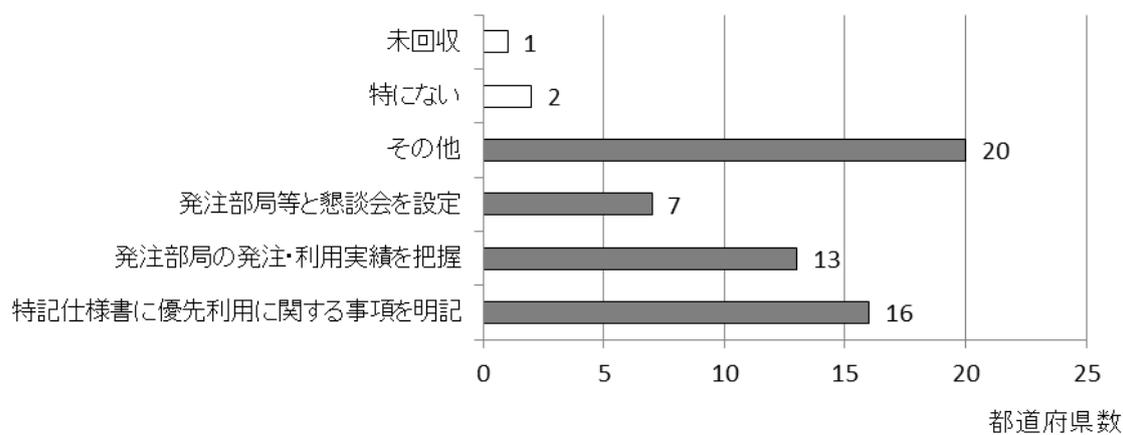
規定概要	規定内容
1. 道府県のグリーン購入基本方針で規定	<ul style="list-style-type: none"> • グリーン購入基本方針の特定調達品目に指定 • グリーン購入実施計画の重点調達品目に指定。 • グリーン購入の推進計画にて認定品を優先的に調達・購入。 • グリーン購入基本方針で利用努力の規定。 • グリーン調達指針により、調達目的に支障がない範囲でリサイクル製品の調達に留意することとしている。
2. 利用促進に関する別途指針の定め	<ul style="list-style-type: none"> • 優先使用するための方法等を定めるため、別途「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を定めている。 • 「福岡県認定リサイクル製品（建設資材）利用指針」を定めている。 • 利用促進に関する指針を定めている。土木部が発注する工事において認定製品を供給業者数や単価などによって2段階にレベル分けしており、レベルⅠの製品の原則使用を定めている。レベルⅡの製品は可能な限り使用することとしている。 • 栃木県県土整備部リサイクル製品利用指針。 • 静岡県における建設リサイクル推進計画 2009。 • 愛知県あいくる材率先利用指針により、認定資材ごとに使用上のグループ区分を設定している。 • 発注部局において、各部ごとに「認定リサイクル製品利用の手引き」を定めている。
3. 仕様書に記載	<ul style="list-style-type: none"> • 物品の入札の場合は「認定製品又は同等品以上」と仕様書に記載するなど入札参加機会を確保している。 • 特記仕様書にて木製工事名表示板（既製品）使用時に認定品の原則使用について明記。 • 土木工事の特記仕様書において、優先利用に関することを明記している。 • 土木工事の共通仕様書に優先使用に関する事項を記載。 • 県土木建築部発注工事にて、特定建設資材廃棄物を原材料とする認定製品に限り、原則使用する。 • 認定製品の利用が可能な場合は、発注箇所毎に設計図書で利用を指定することとしている。 • 県の公共工事で利用する「率先利用認定資材」について、特記仕様書により利用を義務づけている。
4. 通知の発出	<ul style="list-style-type: none"> • 公共事業担当の建設部の通知により、県発注工事では、溶融スラグ入り及びフライアッシュ入りのコンクリート製品と、溶融スラグ入りアスファルト混合物については地域により原則使用となっている。
5. 目標値の設定	<ul style="list-style-type: none"> • 庁内で組織する拡大事務局においてコンクリート二次製品使用率目標として30%と規定。
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> • 建設部においてリサイクル製品（資材）利用促進モデル工事要項。

(2) 認定製品の優先利用のための具体策

① 優先利用の具体策の概要

道府県のリサイクル製品認定制度で認定された製品について、優先利用のために実施している事項は、特記仕様書に優先利用に関する事項を明記している都道府県が多く、38制度のうち16制度で実施している。

なお、「その他」と回答をした都道府県が20と最も多いことから、都道府県において様々な工夫をしていることがわかる(図4)。



n=38

図4 優先利用の具体策

② 優先利用の具体策

道府県において優先利用のために実施している具体例を 表 5 に示す。

表 5 優先利用のために実施している具体例

規定概要	規定内容
1. 実績の把握	<ul style="list-style-type: none"> 認定製品の利用状況を認定製品製造業者に照会のうえ、取りまとめている。 年に一度、発注部局へ使用状況の報告を求め、集計を行っている。 制度の要綱で、認定製品製造業者に前年度の県発注分使用実績報告を課している。
2. 実績の公表	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入特定調達品目の調達実績把握と実績の公表。
3. 業者の点数加算	<ul style="list-style-type: none"> 県の建設工事で受注者の提案により認定製品を利用する場合、工事成績評価において加点する優遇措置を設けている。 公共工事で認定資材を使用した場合には、業者の点数算定（公共工事の実績等を考慮して、県営建設工事競争入札参加者ごとの点数を算定）で加算される。 公共工事で使用した場合に、総合評価で加点している。 県の公共工事を受注された事業者の方には登録リサイクル製品を率先して使用いただくとともに、工事の中で使用した登録リサイクル製品の実績等について、報告を依頼している（報告のメリットとして工事成績評価加点がアップする）。
4. モデル工事	<ul style="list-style-type: none"> 再生製品を使用するモデル工事を選定して、再生製品の利用促進を図っている。 地場産業育成モデル工事事業（新工法等のモデル工事事業）での使用。
5. 随意契約 予定価格の引上	<ul style="list-style-type: none"> 「神奈川県あっせん調達要綱」において、「あっせん物品から除く物品」として規定し、随意契約ができる予定価格の額を引き上げている。
6. 商品紹介の場の設定	<ul style="list-style-type: none"> 発注部局を対象に、製品説明プレゼンテーションを開催し、製品紹介の機会を設けている。
7. サイト・文書	<ul style="list-style-type: none"> サイトへの掲載。 関係機関への文書による呼び掛け。
8. 入札評価事項	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式における評価事項として盛り込む（選択的・一部大規模工事）。

(3) 認定製品の優先利用の課題

道府県での認定製品の優先利用の課題としてあげられた主なものを表6に示す。

表6 優先利用の課題

課題	具体的意見
1. 価格	<ul style="list-style-type: none"> • 安価な代替品のある場合には率先利用が厳しい傾向がある。 • 通常製品より割高な製品については、優先利用が難しい。 • 各積算単価より高額な資材は、環境配慮型の事業など特別な場合を除いて活用が難しい。
2. 品質の確保	<ul style="list-style-type: none"> • 認定にかかる審査は環境安全性に係る部分が主であり、専門知識の不足から公共工事等で使用できる品質を確保できているか確認が十分にできていない。 • 認定製品と競合する認定外のリサイクル製品との品質面、機能面で大幅な差別化と価格面での優位性。 • 認定基準のない製品について、県が独自に認定基準を定める必要があり、分野拡大の妨げとなっている。共通的な認定基準等があれば、より優先利用が図られるものと思われる。リサイクル製品のJIS化。
3. 認定製品が少ない	<ul style="list-style-type: none"> • 入札参加機会の確保の観点から認定製品のみを使用することを入札条件にすることなどが困難である。 • 品目によって認定数にばらつきがある。 • 一般競争入札との整合性。 • 対象となる製品数が少ないため、特記仕様書に加えた場合、競争性が担保できない。 • 優先利用を定めた場合に、独占禁止法にふれる。 • 市場競争の原理から、複数社の製品を認定していない品目は優先利用非該当となるため、認定製品数を増やす必要がある。
4. 量の確保・納期	<ul style="list-style-type: none"> • 認定製品は、主に公共工事で利用されることが多いため、その年の発注件数の影響を受けやすい。 • 登録製品の多数が土木関連製品だが、RCについては県南部では供給過多、逆に県北部では供給減少であり、仕様書に「100%使用」を盛り込んでしまうと、資材の調達が難しくなってしまう。 • 安定的（必要な時に必要な量）に調達できるか。 • リサイクル製品の多くが受注生産であるため、資源確保に手間取り納期にゆえられないことがある。
5. 現状復帰の原則	<ul style="list-style-type: none"> • 震災復旧工事などでは、現状復帰の原則により、過去の工事で認定品を用いていない場合には発注できないケースがある。
6. 周知不足	<ul style="list-style-type: none"> • 条例や共通仕様書に優先利用と明記してあるが、実際は発注に関わる担当者全員に十分に浸透しておらず、担当者ごとの認識に差がある。 • 発注する職員への周知が不十分であり優先利用が進んでいない。

(4) 認定製品の民間工事での優先利用

民間工事における認定製品の優先利用に向けた工夫として、指摘された主な意見を以下に示す。

- パンフレットの作成・配布・展示会等への出典による周知。
- 市町村、事業者、関係団体へパンフレット等を送付。
- ホームページへの掲載。
- 製品説明プレゼンテーションの実施。
- 建設リサイクル法の説明会において認定制度の認定製品の情報提供を行う。
- 県建設業協会の会員に認定リサイクル製品カタログを配付。

第3章 リサイクル製品認定制度について

(リサイクル製品認定制度を有しない環境部局対象)

1. 調査概要

(1) 調査目的

第2章に記したように、当委員会では、各都道府県で独自に創設されているリサイクル製品認定制度は、再生製品の利用促進に有効であると考えている。そこで、リサイクル製品認定制度を有していない10の都府県に、今後の予定等について照会した。

また、地域により、廃コンクリート等の建設産業廃棄物を原料とした再生建設資材の需要が低迷しており、在庫過剰となっているところもあることから、再生建設資材を優先的に利用する際の課題についても確認した。

(2) 実施状況

調査方法や調査対象者、回収率等について表7に整理した。

表7 調査の実施状況

① 調査方法	アンケート調査の送付・回収による
② 調査期間	平成25年8月22日～平成25年9月13日
③ 送付先 及び 回収率	[送付先]10道府県(再生製品認定制度のない都道府県) (群馬県、千葉県、東京都、山梨県、新潟県、京都府、兵庫県、熊本県、宮崎県、鹿児島県) [回収率]80%(回収8道府県 未回収2県)

(3) 質問項目

本調査における質問項目について表8に整理した。

表8 質問項目

リサイクル製品認定制度創設の予定	①今後の創設の予定の有無 (予定の有無及びその理由)
リサイクル製品の 利用促進について	②具体的に実施していること (リサイクル製品の利用促進のために実施している事項)
	③リサイクル建設資材の優先利用の課題 (都道府県での優先利用の課題)
	④民間工事での利用の工夫 (民間工事で優先利用を促進するための行政における工夫)

2. 調査結果

(1) リサイクル製品認定制度創設の予定

リサイクル製品認定制度の今後の創設の予定については、「過去に創設していた」との回答が1（山梨県）の他は、全て「創設する予定はない」との回答である（表9）。

表9 リサイクル製品認定制度の創設の予定（n=10）

回答	回答数
創設する予定はない	7
過去に創設していた	1
未回収	2
計	10

創設しない理由としては、「県が品質を担保することが困難である」との意見を始め、以下の通りである。

- 認定製品の安全性等について県が担保することが困難等。
- 将来的に安全かつ適正な認定制度のすべてを一つの自治体で創設することは困難と思われるため、国等から具体的に明示されるまでは当該認定制度を創設する予定はない。なお、リサイクル製品の需要拡大対策としては、中小企業等が開発した循環型社会づくりに資する技術や製品の普及促進を図る「環境新技術導入促進事業」を実施している。
- 環境保全上の品質保証（特にJISなどの規格のない他品種の製品の審査）が難しい。
- リサイクル製品認定制度は設けてないが、コンクリート砕石やスラグ等個別の製品について利用の促進を行っている。
- （一社）宮崎県産業廃棄物協会がリサイクル製品認定制度を実施している。

※下線は連合会で追記。

(2) リサイクル建設資材の優先利用のための具体策

コンクリート砕石等のリサイクル建設資材の優先利用のために実施している具体例を示す（表10）。

「特記仕様書に優先利用に関する事項を明記している」との回答が半数であり、その他の意見は以下に示すとおり、再生資源利用に関する実施要綱や利用基準を定めているとの回答がある。

特記仕様書に優先利用に関する事項を明記している都道府県は、第2章の回答と合わせると、47のうち20であり4割にのぼる。

表 10 リサイクル建設資材の優先利用のための具体策

回答	回答数
特記仕様書に優先利用に関する事項を明記	4
発注部局と協議会を設置	1
発注部局の再生製品の発注・利用実績の把握	1
特にない	1
その他	4
未回収	2
計	13

- 平成4年度「再生資源利用に関する実施要領」により、工事現場から半径40kmの範囲内に再生資源化施設がある場合には原則として再生骨材を利用することとしている。
- 県土整備部（事業部局）において「建設副産物処理基準 再生資材利用基準（最終改定H21.2）」により、建設副産物の処理方法及び再利用資材の利用を定めている。
- 「京都府における特定建設資材に係る分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針」を策定し、公共事業における再生資材の優先利用をルール化している。（工事現場から一定距離の範囲内に再生資源化施設がある場合、品質等を考慮した上で経済性にかかわらずこれを利用することを原則とする。）
- 県庁内、県の外郭団体、市町村を構成団体とする「千葉県建設副産物対策協議会」を設置し、情報交換を行っている。
- 建設副産物対策協議会を庁内に設置。
- 協議会の幹事局である都市整備局で、発注部局の再生製品の発注・利用実績を把握。
- 道路の路盤工事等において、再生骨材の使用を原則とし、工事現場から40kmの範囲内にある再生資源化施設に、規格試験に合格した再生骨材がないと認められる場合にのみ例外的にバージン材の使用を認めている。

※下線は連合会で追記。

（3）リサイクル建設資材の優先利用の課題

都道府県におけるリサイクル建設資材の優先利用の課題については、以下に示す意見が出された。

第2章の「（3）優先利用の課題」で示した、リサイクル製品認定制度の認定製品の優先利用の課題と内容は重複しており、認定製品であるか否かを問わず、特に、“品質”、

“価格”、“量の確保”は、リサイクル建設資材の優先利用に際しての共通の課題と想定される。

- 再生材の利用に関する仕様書には、再生材の種類として、①再生砕石（RC40）②再生砕石（RC30）③再生砂（RC10）④再生裏込材（RC100）⑤再生加熱アスファルトコンクリート混合物（再生アスファルトコンクリート）を明記しているが、このうち②、③は需要の少なさから製造している施設も少なく新材を使用せざるを得ないことが多々ある。
- コンクリート砕石（再生砕石）については、需要と供給に地域的な偏りが見られる。その他、再生建設資材については、新材との価格競争が課題である。
- 都内では新規道路整備による需要の拡大は見込めない。
- 山間地の一部の市町村において、再資源化施設が存在しないこと。
- 品質に不安がある。

（４）リサイクル建設資材の民間工事での優先利用の工夫

民間工事において優先利用を促進するための行政としての工夫としてあげられた意見を示す。

- 平成 21 年 3 月に「千葉県建設リサイクル推進計画 2009」を策定し、再生建設資材を公共事業で利用促進することを推奨している。
- 東京都建設リサイクルガイドライン（民間事業版）による啓発。
- （公財）宮崎県建設技術推進機構のホームページ上に、再資源化施設の位置、施設の名称・連絡先・取扱う再生資材を示す地図を掲載し情報提供を図っている。

第4章 産業廃棄物を原料とするリサイクル建設資材の優先利用について (都道府県発注部局対象)

1. 調査概要

(1) 調査目的

最近、廃コンクリート等の建設産業廃棄物を原料としたリサイクル建設資材の需要低迷に伴い在庫が過剰となり、原料の産業廃棄物についても受入を制限せざるを得ない施設が多くなっていることが問題となっている。

一方、各都道府県で独自に創設している「リサイクル製品認定制度」で認定された製品が、当該都道府県が発注する工事等において必ずしも優先的に利用されている状況でないことも問題となっている。

そこで、各都道府県の“利用者側”である発注部局に対して、リサイクル製品のうち特に「産業廃棄物を原料とするリサイクル建設資材」利用の際の課題について照会した。

(2) 実施状況

調査方法や調査対象者、回収率等について表 11 に整理した。

表 11 調査の実施状況

① 調査方法	各正会員を通じて担当部局へアンケート調査票を配付 担当部局から連合会へ直接返送
② 調査期間	平成 25 年 8 月 27 日～平成 25 年 9 月 13 日 (30 日まで延期回収)
③ 送付先 及び 回収率	[送付先] 47 都道府県 [回収率] 81% (回収 38 道府県 未回収 9 県) (のべ回収数 54※)

※一部の都道府県にて複数の発注部局からの回答があったため。

(3) 質問項目

本調査における質問項目について表 12 に整理した。

表 12 質問項目

実績把握の有無	(1) 都道府県が発注した事業における、産業廃棄物を原料とするリサイクル建設資材の利用実績の把握状況。
優先利用の課題	(2) 都道府県において産業廃棄物を原料とするリサイクル建設資材を優先利用する際の課題。
リサイクル製品 認定制度につい て	(3) リサイクル製品認定制度について (利用側から見た制度の評価)
	(4) 認定製品利用の課題 (利用側から見た認定製品利用上の課題)

2. 調査結果

(1) 都道府県発注事業のリサイクル建設資材の利用実績の把握状況

都道府県が発注した事業において、産業廃棄物を原料とするリサイクル建設資材の利用実績の把握状況については、一部を把握しているとの回答が最も多く5割であった(図5)。

一部を把握しているとの回答の中には、道府県独自で実施している「リサイクル製品認定制度」における認定製品の利用実績は把握している、とのコメントが見られた。

一方、特に把握していないとの回答が9あることから、利用側はリサイクル建設資材の利用状況について数値的な目標は設けていないと想定される。

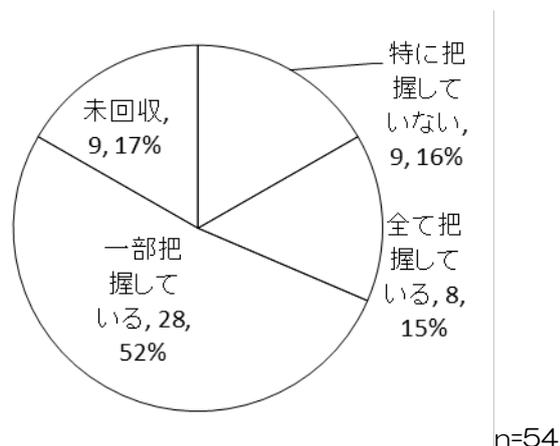


図5 リサイクル建設資材の利用実績の把握状況

(2) 都道府県がリサイクル建設資材を利用する際の課題

都道府県が産業廃棄物を原料とするリサイクル建設資材を優先利用する際の課題については、値段が高い、品質に不安がある、十分な量を確保できない、利用実績が無い、との回答が多い（図 6）。

以上を踏まえると、リサイクル建設資材の利用促進には、「価格」、「品質」及び「十分な量の確保」がバージン材と比較して十分に満足される製品であることが求められていると言える。

すなわち、リサイクル建設資材であれば優先利用されるという位置づけではなく、バージン材との比較の上で、優れた資材が選択され利用されていると想定される。

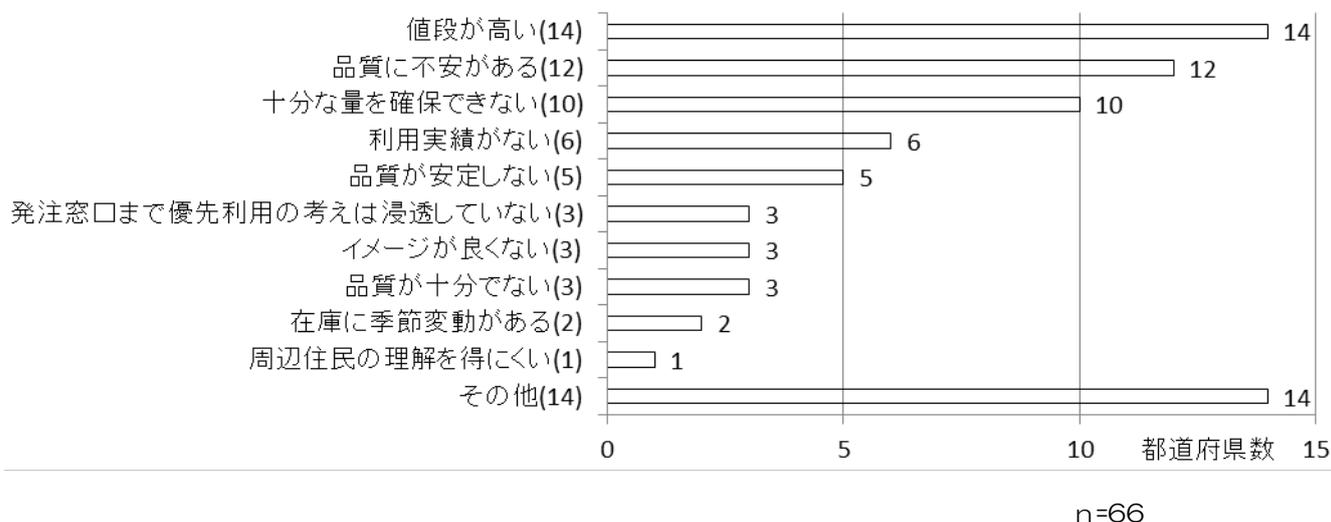


図 6 リサイクル建設資材利用の課題

(3) リサイクル製品認定制度について

リサイクル製品認定制度については、「制度は十分なものとなっていると思う」との回答が 6 割を占めたが、「十分ではない」、「制度は利用していない」、「了知していない」との回答が 3 割程度あった。環境部局で実施している制度に関して、発注部局との連携は十分には図られていない例もあると想定される（図 7）。

なお、「その他」の回答としては以下の意見がある。

- ・ 認定の申請数が伸び悩んでいる状況であり、優先利用を進めるためにも、製品数、種類そのものを増やす必要があるため制度の見直しを行うこととしている。
- ・ 事業者によっては、リサイクル製品の認定を受けても、製品の売り上げ増につながらなかった等、「認定によるメリットを感じられない」という理由から、認定を辞退される場合もある。そういった点ではすべての事業者にとって十分な制度であると

は言えないと思う。

- ・県財政の都合でH27年3月をもって制度廃止の予定である。

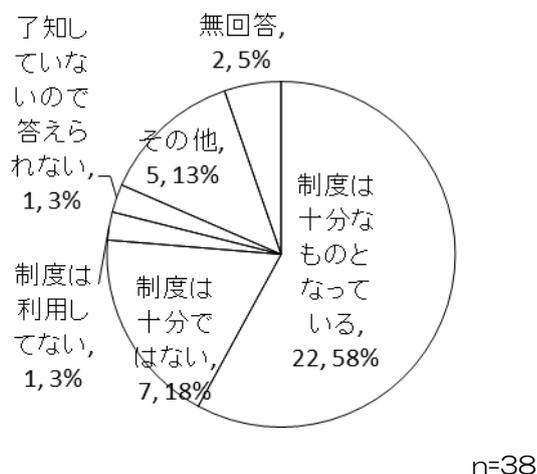


図7 リサイクル製品認定制度について

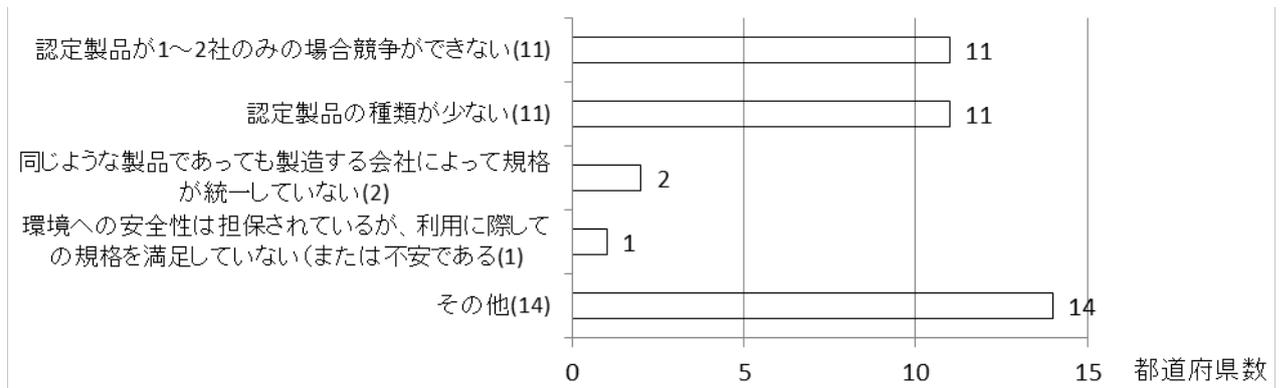
(4) 産業廃棄物を原料とするリサイクル建設資材の利用上の課題

リサイクル製品認定制度で認定している製品のうち、「産業廃棄物を原料とするリサイクル建設資材」を認定している都道府県が利用するうえでの課題については、「認定製品が少ない」ことや、そのことに起因して「競争ができない」との理由が最も多い（図8）。

なお、「その他」の回答には、以下のコメントがある。

- ・東日本大震後の復旧、復興事業によりリサイクル建設資材は不足ぎみである。ニーズがあっても原料がない状況である。
- ・認定製品の溶融スラグ入り及びフライアッシュ入りのコンクリート製品と溶融スラグ入りアスファルト混合物は、原則使用となっているため特に課題はない。製品数及び事業者数も多い。
- ・認定資材として、募集を行っているものの、未だに認定できていない品目がある。
- ・建設資材のうち、再生アスファルトの混合率の高いものについては、県工事で利用していない。県の利用基準では50%以下が対象とされている。
- ・リサイクル製品を使用した場合、次期更新（改修）時に、これらを更に再生利用しようとした場合の安全性を担保するための検証が必要である。
- ・本県では、建設発生土が十分な量あり、必要な土を賄えていることから、再生土の需要が少なく利用が見込めない状況である。このように、公共工事では、利用があまり見込めない建設資材が認定されている場合もあり、利用されていない実態があ

と思われる。



n=39 (制度がない1県からの回答を含む)

図8 認定リサイクル建設資材利用の課題

第5章 まとめ

「リサイクル製品認定制度」を独自に設けている道府県では、制度の実効性を確保すべく環境部局では様々な方法、特に土木工事等における特記仕様書に認知製品の優先利用を盛り込む等の工夫をしている。

しかしながら、制度上優先利用について整備されている場合でも、利用側である発注部局では、認定品であっても、価格、品質、量の確保の面での不安があることから、必ずしも優先的に利用していない状況となっている。すなわち、「リサイクル製品認定制度」の認定品が利用側の要求を十分に満足できる状況ではないと言える。

さらに、発注部局の回答からは「リサイクル製品であるから優先的に使う」という考え方ではなく、リサイクル製品とバージン製品は同じ判断基準に基づく比較により、総合的に優れた資材を利用するという姿勢がうかがわれる。

一方、民間工事における「リサイクル製品認定制度」の認定品優先利用については、リサイクル製品を優先的に利用するための制度を設けている都道府県はないが、ホームページやパンフレットの配布などにより「リサイクル製品認定制度」の広報を実施している都道府県は多かった。

なお、リサイクル製品認定制度を有していない都道府県からは、都道府県が品質を担保することは出来ない、との意見が寄せられたことから、リサイクル製品の利用普及には、バージン製品と同様に、例えば JIS 規格に代表されるような統一的な規格を設けることも有効であると考えられる。

以上のことから、当委員会では、各都道府県にリサイクル製品認定制度を創設することがリサイクル製品の利用普及に一定の効果があると考えているものの、リサイクル製品の流通基盤の確立のためには、制度の創設・充実化だけではなく、バージン製品と十分に競争できる、すなわち利用側のニーズに応じた品質、価格のリサイクル製品開発と、安定供給に応じることができる体制の整備こそが産業廃棄物処理業者に求められているといえる。

また、産業廃棄物処理業者の努力を促進するために、リサイクル製品認定制度を設けている道府県では、土木工事等における特記仕様書に認定製品の優先利用を引き続き明記される必要がある。

《 参 考 资 料 》

リサイクル品認定制度における認定製品の優先利用について（結果一覧）_第2章

都道府県	制度概要	(1) 再生製品(リサイクル品)認定制度の認定品の優先利用の定め		(2) 優先利用のために実施していること	
		①特にない ②特記仕様書に優先 利用に関する事項を 明記 ③発注部局等と懇談 会を設けている ④発注部局の発注・利 用実績を把握してい る ⑤その他	⑤	②、③、④	⑤
北海道	北海道リサイクル製品認定制度	○:無し ×:無し	○	b	b
青森県	青森県リサイクル製品認定制度	①定めがある a原則義務 b利用努力 c製品により異なる dその他 ×:無し	○	b	b
岩手県	岩手県再生資源利用認定製品認定制度	○:無し ×:無し	○	×	c
宮城県	宮城県グリーン製品認定制度	○:無し ×:無し	○	b, c, d	②、④、⑤
秋田県	秋田県リサイクル製品認定制度	○:無し ×:無し	○	b	c
山形県	山形県リサイクル製品認定制度	○:無し ×:無し	○	×	b
福島県	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度	○:無し ×:無し	○	b	×
茨城県	茨城県リサイクル製品認定制度 (追加)	○:無し ×:無し	○	b	×
栃木県	栃木県リサイクル製品認定制度 (この際エコ製品)	○:無し ×:無し	○	×	b
埼玉県	彩の国リサイクル製品認定制度 (創設)	○:無し ×:無し	×	×	×

10	埼玉県	彩の国リサイクル製品認定制度 (創設)	×	×	×	④、⑤	制度の要綱で、前年度の単発注分使用 実績報告を認定製品メーカーに課して 関係部局職員による作業部会を設けてお り、適時に情報交換をしている。	各関係団体(建築業協会や設 計士協会など)へ認定製品の 紹介を行い、活用を促してい る。
9	栃木県	栃木県リサイクル製品認定制度 (この際エコ製品)	○	×	b	②	認定製品の利用が可能な場合は、発注 箇所毎に設計図書で利用を指定するこ ととしている。	特になし。
8	茨城県	茨城県リサイクル製品認定制度 (追加)	○	b	×	⑤	実施要綱の中で県の責務として県が行う工 事、事務物品等の発注を行う場合において、 品質面等においてその品目と同等の認定製品 がある場合は、当該認定製品を優先的に使用 するよう努めるものとする」と規定してい る。	実施要綱の中で県の責務として県が行う工 事、事務物品等の発注を行う場合において、 品質面等においてその品目と同等の認定製品 がある場合は、当該認定製品を優先的に使用 するよう努めるものとする」と規定してい る。
7	福島県	うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度	○	b	×	⑤	県の行う工事又は物品の調達において、認定 した再生製品について性能、数量、価格等を 考慮の上、優先的に使用するよう配慮する。	再生製品を使用するモデル工事を選定 して、再生製品の利用促進を図ってい る。
6	山形県	山形県リサイクル製品認定制度	○	×	b	⑤	「山形県環境物品等調達基本方針」で規定。	再生製品の使用するモデル工事を選定 して、再生製品の利用促進を図ってい る。
5	秋田県	秋田県リサイクル製品認定制度	○	b	c	③、④	秋田県リサイクル製品の認定及び推進に関す る条例で定めている。 公共事業担当の建設部の通知により、県発注 工事では、溶融スラグ入り及びフライアッ シュアリのコンクリート製品と、溶融スラグ 入りアスファルト混合物については地域によ り原則使用となっている。	市内関係課所で組織する、認定審査特 委員会を開催している。 事業者から報告を受けて 把握している。
4	宮城県	宮城県グリーン製品認定制度	○	×	b, c, d	②、④、⑤	a:利用促進に関する指針を定め、土木部が発 注する工事において認定製品を供給業者数や 車体などによって2段階にレベル分けしてお り、レベルIの製品の原則使用を定めてい る。レベルIIの製品は可能な限り使用するこ とになっている。	該当なし。
3	岩手県	岩手県再生資源利用認定製品認定制度	○	×	c	⑤	b:県におけるグリーン購入の推進計画にて認 定製品を優先的に調達することとしている。 c:特記仕様書にて木製工事名表示枠板(既製 品)使用時に認定品の原則使用について明 記 d:利用促進に関する指針を定め、土木部が発 注する工事において認定製品を供給業者数や 車体などによって2段階にレベル分けしてお り、レベルIの製品の原則使用を定めてい る。レベルIIの製品は可能な限り使用するこ とになっている。	入札参加機会の確保の観点から認定製品のみを PRを行っている。 使用することを入札条件にすることなどが困難 であると考えられること。
2	青森県	青森県リサイクル製品認定制度	○	b	×	②、③、④	青森県リサイクル製品の認定及び使用の推 進に関する条例にて優先使用を位置づけ、 優先使用するための方法を定めるため、別 途「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」 を定めている。	認定基準のない製品については、県が独自に認 定基準を定める必要があり、分野拡大の妨げと なっている。(共通的な認定基準等があれば、 市民間工事等での利用促進 に、民間工事等での利用促進 を働きかけている。 使用実績や優先使用のグル ープ区分等を公表し、県の取組 状況を提供している。
1	北海道	北海道リサイクル製品認定制度	○	b	b	⑤	北海道グリーン購入基本方針の特定調達品目 に指定。	認定リサイクル製品・パン フレットの作成・配布・展示等 への出展による周知。
	(4) 民間工事での優先利用の 工夫	(3) 県での優先利用の課題					グリーン購入特定調達品目の調達実績 把握と実績の公表。 発注部の土木工事共通仕様書に優先使 用に関する事項を記載。 発注部局で使用する特記仕様書に認 定製品を使用して工事の実施に努める よう明記。 関係部局で構成する幹事会を設置し、 関係部局での優先使用を働きかけてい る。 認定基準を定める必要があり、分野拡大の妨げと なっている。(共通的な認定基準等があれば、 市民間工事等での利用促進 に、民間工事等での利用促進 を働きかけている。 使用実績や優先使用のグル ープ区分等を公表し、県の取組 状況を提供している。	

都道府県	制度概要	(1)再生製品(リサイクル品)認定制度の認定品の優先利用の定め			(2)優先利用のために実施していること		(3)県での優先利用の課題	(4)民間工事での優先利用の工夫		
		①定めの有無 ○;有り ×;無し	②認定制度の中で定めている a原則義務 b利用努力 c製品により異なる dその他 ×;無し	③認定制度とは別の定めがある a原則義務 b利用努力 c製品により異なる dその他 ×;無し	①特になし ②特記仕様書に優先利用に関する事項を明記 ③発注部局等と懇談会を設けている ④発注部局の発注・利用実績を把握している ⑤その他					
11	神奈川県	かながわりサイクル製品認定制度（創設）	○	b	×	かながわりサイクル製品認定制度実施要綱において、利用努力について定めている。（県は、一般製品と同等の物がある場合は、積極的な利用に努め、また市町村に対しても優先使用について協力を求める。）	⑤	「神奈川県あっせん調達要綱」において、「あっせん物品から除く物品」として規定し、随意契約ができる予定価格の額を引き上げている。また、認定製品の理解を深めるため、認定事業者が直接PRできるプレゼンテーションを実施した。	物品等の購入の際、一般製品の方が品質面、価格面等において条件がよい場合、リサイクル品の優先利用は難しい。	特になし。
		建設リサイクル認定資材	○	a	×	「県土整備局公共工事グリーン調達基準」に定める認定対象品目(10品目)を対象に年2回程度資材を募集し、評価基準に適合したものを「認定資材」として認定し、次の条件に合う場合には、「率先利用認定資材」として県の公共工事で利用する。 認定資材が、寸法・規格等において同等のものが3以上ある場合。 認定資材が、寸法・規格等において同等の新材の価格以下の場合。 県土整備局の単価表で定める地区で供給されているとき。	②	県の公共工事で利用する「率先利用認定資材」について、特記仕様書により利用を義務づけている。	認定対象品目(10品目)のうち、まだ認定資材がない品目があるため、評価基準の見直し等の検討を行っている状況である。	民間工事での優先利用に関する規定はない。
12	富山県	富山県リサイクル認定制度								
13	石川県	石川県エコ・リサイクル製品認定制度（名称変更）	○	b	×	石川県エコ・リサイクル製品利用推進要綱第9条(県の責務) 県は、県が行う工事、事務用品等を発注する場合に、品質等において、その品目と同等の認定製品がある場合は、認定製品を優先的に使用するものとする。 県は、市町村が工事、事務用品等を発注する場合は、認定製品の使用に努めるよう要請するものとする。	②、④、⑤	発注部局において、特記仕様書に優先利用に関する事項を明記するとともに、実績把握している。 発注部局を対象に、製品説明プレゼンテーションを開催し、製品紹介の機会を設けている。	一般競争入札との整合性。	製品説明プレゼンテーションや各種展示会、県ホームページを通じて、製品紹介を行っている。
14	福井県	福井県リサイクル製品認定制度	○	b	a, b	福井県リサイクル製品認定要綱において、県の責務として「福井県庁グリーン購入推進方針」に基づき、積極的利用を図ること、また関係機関に対し、積極的利用を呼びかけることを明記している。土木工事の特記仕様書において、優先利用に関する事項を明記している。	②、⑤	土木の特記仕様書において、再生材料を用いたコンクリート二次製品を使用すること、福井県認定リサイクル製品の率先利用に努めることを明記している。 関係機関へも文書により製品の利用を呼びかけている。	認定製品は、主に公共工事で利用されることが多いため、その年の発注件数の影響を受けやすい。 認定製品の中には、異なる再生資源から成るが用途は同じという製品もあり、事業者間の競合が生じる場合もある。	現時点では民間工事における優先利用の働きかけ等は特に実施していない。
15	長野県	信州リサイクル製品認定制度	○	b	c	信州リサイクル製品認定制度実施要綱中において、優先使用に配慮するよう規定。 庁内で組織する拡大事務局においてコンクリート二次製品使用率目標として30%を設定。 建設部においてリサイクル製品(資材)利用促進モデル工事業項。	③、④	拡大事務局の設置、利用促進について検討。 年度毎に利用実績を照会。	対象となる製品数が少ないため、特記仕様書に加えた場合、競争性が担保できない。	関係団体へのパンフレット配布。 各種環境イベントにおけるPR。
16	岐阜県	岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に係る条例	○	b	×	「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」において「県は、物品及び役務の調達に当たっては、必要とする品質、数量等の条件に適合し、かつ、妥当な価格であるリサイクル認定製品又はリサイクル認定製品を用いて提供される役務がある場合は、これを優先的に調達するように努めなければならない。」としている。	②、④	②「岐阜県建設工事共通仕様書」において、「岐阜県リサイクル認定製品または県産品で確保できる場合において、それを優先使用するものとする。」と記載されている。 ④毎年度、県各所属あて使用実績調査を行っている。	・条例や共通仕様書に優先使用と明記してあるが、実際は発注に関わる担当者全員に十分に浸透しておらず、担当者ごとの認識に差があるため、結果的に使用されていないことが多い。 ・認定にかかる審査は安全性に係る部分が主であり、専門知識の不足から公共工事等で使用できる品質を確保できているか確認が十分にできていない。	特になし。
17	静岡県	静岡県リサイクル製品認定制度	○	b	b	静岡県リサイクル製品利用推進要綱 静岡県における建設リサイクル推進計画2009	②、③	建設担当部局において、認定製品の採用が可能な工事を選定し実施している。 技術職員を対象とした制度・製品の説明会を開催している。	日用品の優先利用が図られていない。製品の利用用途によって、普及状況に差がある。	パンフレットを建設協会等関係団体に配布。 国土交通省主催の建設技術フェア等イベントにおいて製品展示等PRを行っている。
18	愛知県	愛知県リサイクル資材（あいくる材）評価制度 再生資源活用審査制度（類似制度）	○	c	×	愛知県あいくる材率先利用指針により、認定資材ごとに使用上のグループ区分を設定し、これに基づき率先利用している。	②、④	認定制度の運営を建設部局で行っているため、左記方針に基づく率先利用を特記仕様書でうたっている。また、毎年工事発注機関における利用実績を取りまとめ公表している。	利用率の低い品目の利用率向上、品目の見直し等。	県発注工事で率先利用を図る制度であるため、民間工事での優先利用までは考慮していない。

都道府県	制度概要	(1) 再生製品(リサイクル品)認定制度の認定品の優先利用の定め				(2) 優先利用のために実施していること			
		①特になし	②特記仕様書に優先利用に関する事項を明記	③発注部局等と懇談会を設けている	④発注部局の発注・利用実績を把握している	⑤特になし	⑥特になし	⑦特になし	⑧特になし
都道府県		①定めの有無 ○:有り ×:無し a原則義務 b利用努力 c製品により異なる dその他 ×:無し	②認定制度の中で別の定めがある a原則義務 b利用努力 c製品により異なる dその他 ×:無し	③認定制度とは優先利用の定めがある a原則義務 b利用努力 c製品により異なる dその他 ×:無し	④認定制度は、優先利用の定めがある a原則義務 b利用努力 c製品により異なる dその他 ×:無し	⑤製品が再生製品である場合は、その優先的な調達に努めます。 b	⑥再生製品(リサイクル品)認定制度の認定品の優先利用の定め a原則義務 b利用努力 c製品により異なる dその他 ×:無し	⑦再生製品(リサイクル品)認定制度の認定品の優先利用の定め a原則義務 b利用努力 c製品により異なる dその他 ×:無し	⑧再生製品(リサイクル品)認定制度の認定品の優先利用の定め a原則義務 b利用努力 c製品により異なる dその他 ×:無し
三重県	三重県リサイクル認定制度	○	a	×	×	×	×	×	×
滋賀県	滋賀県リサイクル製品認定制度(エコエコップ)	○		×	b				
大阪府	大阪府リサイクル製品認定制度(ないわエコ良品)	○	×	×	d				
奈良県	奈良県リサイクル製品認定制度	×	×	×					
和歌山県	和歌山県リサイクル製品認定制度	○	b	×					
鳥取県	鳥取県グリーン商品認定制度	○	b	a, b					
島根県	しまねグリーン商品認定制度	○	×	b					
岡山県	岡山県エコ製品認定制度	○	b	×					
広島県	広島県リサイクル製品登録制度	○	b	c					
山口県	山口県リサイクル製品利用推進要綱	○	b	×					
徳島県	徳島県リサイクル認定制度	×	×	×					
香川県	香川県認定環境配慮モデル	○	b	×					
愛媛県	愛媛県資源循環優良モデル認定制度	○	×	b					
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

都道府県	制度概要	(1)再生製品(リサイクル品)認定制度の認定品の優先利用の定め				(2)優先利用のために実施していること		(3)県での優先利用の課題	(4)民間工事での優先利用の工夫	
		①定めの有無 ○;有り ×;無し	②認定制度の中で定めている a原則義務 b利用努力 c製品により異なる dその他 ×;無し	③認定制度とは別の定めがある a原則義務 b利用努力 c製品により異なる dその他 ×;無し		①特になし ②特記仕様書に優先利用に関する事項を明記 ③発注部局等と懇談会を設けている ④発注部局の発注・利用実績を把握している ⑤その他				
32	高知県	高知県リサイクル製品等認定制度	○	b	b	「高知県リサイクル製品等認定要綱」の中で認定製品の利活用を積極的に図ること、認定製品の優先的な調達・使用に努めることを定めている。 「高知県グリーン購入実施計画」の重点調達品目に定め購入を推進している。	⑤	パンフレットの配布。	認定制度担当部局と発注部局が違うため、優先利用に関して温度差がある。	特になし。
33	福岡県	福岡県リサイクル製品認定制度	○	b	c	「福岡県認定リサイクル製品(建設資材)利用指針」を定めている。利用指針第3条第1項に該当する製品を、県において優先利用する製品として指定している。 発注部局において、各都府県ごとに「認定リサイクル製品利用の手引き」を定めている。	②、③	特記仕様書に当該工事において発注部局が指定する認定製品を使用することを明記している。 福岡県認定リサイクル製品(建設資材)利用指針の運用のため、環境部及び発注部局で構成した利用指針運用会議を設置している。	国土交通省が定めるリサイクル原則化ルールに準じ、再生加熱アスファルト混合物、再生資源を含有した路盤材及び建設汚泥改良土については、県工事での使用が原則義務づけられており、優先利用は定着している。しかし、その他の認定品目については、設計単価が設定されていない、共通仕様書に掲載されていない等の理由から、発注部局では、優先利用ではなく使用可能な資材として取り扱っており、発注部局のリサイクル製品利用に係る運用の見直しを働きかけなければならない状況にある。また、市場競争の原理から、複数社の製品を認定していない品目は優先利用非該当となるため、認定製品数を増やす必要がある。	民間工事での優先利用については、取り組んでいない。
34	佐賀県	佐賀県認定リサイクル製品	○	b	×	佐賀県リサイクル製品利用推進要綱の中で県の優先的使用を定めている。	②	県公共工事における特記仕様書において、認定製品の原則使用の記載をしている。	コンクリート二次製品の優先利用が大半を占めるため、他の認定製品の利活用推進。	県のホームページにおいて、認定制度・認定製品等について紹介している。
35	長崎県	長崎県リサイクル製品等認定制度	○	c	×	認定リサイクル製品のうち建設資材の優先使用については、「長崎県リサイクル製品等認定制度実施要綱」に関する取扱要領において、「長崎県建設工事共通仕様書」または「認定リサイクル建設資材の使用推進に関する要領」によるものとしている。	⑤	長崎県建設工事共通仕様書において、再生クラッシュラン、再生粒度調整砕石については長崎県リサイクル製品の認定を受けたものの使用を義務づけており、他の製品においても再生資材を使用するよう努力義務を設け、品質等は認定制度で規定した品質を満たすよう定めている。	再生クラッシュラン、再生粒度調整砕石については、共通仕様書により使用を義務づけているが、その他の認定製品(建設資材・再生砂等)の使用の義務づけが困難であること。	認定されたリサイクル製品について、県関係団体へ通知するとともに認定製品の利用促進の協力をお願いしている。
36	大分県	大分県リサイクル製品認定制度	○	b	×	(認定製品の優先使用) 第9条 県は、その事務を処理し、又は事業を実施するにあたっては、必要とする品質において他の製品と同等と認められる認定製品があるときは、当該認定製品を優先的に使用するよう努めるものとする。 2 県は、市町村に対し、認定製品を優先的に使用するよう要請するものとし、市町村は認定製品を優先的に使用するよう努めるものとする。 3 前2項の規定の運用にあたっては、県外で生産されたリサイクル製品を排除するものではない。	②、⑤	土木建築部の土木工事共通仕様書及び特記仕様書に優先使用の文言記載。(抜粋:工事に使用する建設資材を調達する場合には、大分県リサイクル認定製品を優先して使用すること) 地場産業育成モデル工事業(新工法等のモデル工事業)での利用 総合評価落札方式における評価事項として盛り込む(選択的・一部大規模工事) トライアル発注事業(新技術等の販売促進策)認定対象(別途手続きあり)	部材によっては、バージン品との価格差があり、工事費が高くなることもある。 地域によってはリサイクル製品の製造業者が限られ、独占になりやすい。 リサイクル製品の多くが受注生産であるため、資源確保に手間取り納期に応えられないことがある。	県のホームページやパンフレット配布によるリサイクル認定製品の広報。
37	沖縄県	沖縄県産リサイクル製品利用促進制度 沖縄県リサイクル資材評価認定制度	○	×	c	沖縄県土木建築部発注工事において、特定建設資材廃棄物を原材料とする認定製品に限り、原則使用とする。それ以外を原材料とする認定製品は率先して使用することとする。	②、⑤	沖縄県土木建築部発注工事では特記仕様書に上記(1)③の内容を記載している。他部局、市町村、国(沖縄総合事務局)へは認定製品の利用促進を依頼している。	優先利用の使用区分がわかりにくいという意見がある。	特になし。

○	34	a	2	a	0
×	3	b	21	b	8
未回答	1	c	2	c	6
計	38	d	0	d	1
		×	12	a、b	2
		未回答	1	b、c、d	1
		計	38	×	19
				未回答	1
				計	38

①	2
②	16
③	7
④	13
⑤	20
未回答	1
計	59

Ⅱ. 調査票（第2章）

全産廃連発第 35 号

平成 25 年 5 月 22 日

各都道府県 廃棄物行政主管部(局)長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

会 長 石 井 邦 夫

(公印省略)

再生製品認定制度における認定製品の優先利用にかかる調査
へのご協力のお願い

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会ではリサイクル推進委員会を設置し、循環型社会の構築に向け、再生品の有効利用に係る諸問題等の解決に向けて検討を実施しております。

その一環として、各都道府県において独自に創設されている再生製品（リサイクル品）認定制度における認定製品の優先利用に関して把握したいと考えております。

お忙しいところ誠に恐縮でございますが、後段添付の[調査票(原本)]にご回答のうえ、平成 25 年 6 月 7 日(金)までに FAX またはメールにてご返信頂ければ幸いです。

お手数をお掛けいたしますが、調査にご協力下さいますよう、何卒宜しくお願ひ申し上げます。なお、調査結果はご報告をさせて頂く予定です。

以上

[お問い合わせ先]

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

調査部

TEL :

FAX :

E-mail :

※ 「調査票(原本)」のデータを希望される方は、
上記アドレスまでメールをお寄せ下さい。

■ 回答者情報

①自治体 及び 部署名	自治体名：		部署名：	
②記入者氏名 及び 役職	氏名：		役職：	
③連絡先	TEL：	FAX：	E-mail：	

■ 質問事項

(1) 貴県(道・府)の再生製品(リサイクル品)認定制度の認定製品の貴県(道・府)の優先利用の定めはありますか?(複数選択可)

- ①そのような定めはない
②認定制度の中で定めている
 a 原則義務 b 利用努力 c 製品により異なる d その他
③認定制度とは別の定めがある
 a 原則義務 b 利用努力 c 製品により異なる d その他

(②、③の場合は具体的に)

(2) 県(道・府)の優先利用のために具体的にどのようなことを行っていますか?(複数選択可)

- ①特にない
②特記仕様書に優先利用に関する事項を明記
③発注部局等と懇談会を設けている
④発注部局の発注・利用実績を把握している
⑤その他

(②、③、④、⑤の場合は具体的に)

(3) 県(道・府)での優先利用の課題は何でしょうか?

(具体的に)

(4) 民間工事での優先利用について、貴県(道・府)の工夫を教えてください。

(具体的に)

(5) 後日、認定製品の利用状況等について照会いたしたく考えています。調査票の送付先に適当な貴県(道・府)の発注部局名等をお教えてください。

名称	
住所	〒 _____

以上で、ご質問を終わります。ご協力ありがとうございました。

Ⅱ. 調査票（第3章）

全産廃連発第 108 号
平成 25 年 8 月 22 日

各都道府県 廃棄物行政主管部(局)長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
会長 石井 邦 夫

リサイクル製品認定制度に関するご照会

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会ではリサイクル推進委員会を設置し、循環型社会の構築に向け、再生品の有効利用に係る諸問題等の解決に向けて検討を実施しております。

リサイクル推進委員会では、各都道府県で独自に創設されているリサイクル製品認定制度は、再生製品の利用促進に有効な制度だと考えており、現時点で独自の再生製品認定制度を有していない都府県の当該制度に関するお考えをお伺いしたく考えています。

また、地域により、廃コンクリート等の建設産業廃棄物を原料とした再生建設資材の需要が低迷しており、在庫過剰となっているところもあることから、再生建設資材の優先利用の課題をあわせて把握したいと考えております。

つきましてはお忙しいところ誠に恐縮でございますが、後段添付の[調査票(原本)]に FAX またはメールにてご回答下さいますようお願い申し上げます。

誠に勝手ながら、当連合会への回答は平成 25 年 9 月 13 日（金）までに頂ければ幸いです。

お手数をお掛けいたしますが、調査にご協力下さいますよう、何卒宜しくようお願い申し上げます。なお、調査結果はご報告をさせて頂く予定です。

以上

[お問い合わせ先]

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

調査部

TEL :

FAX :

E-mail :

※ 「調査票(原本)」のデータを希望される方は、上記アドレスまでメールをお寄せ下さい。

調査票(原本)

返送先：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 調査部

※ 送付状を付けずに本紙のみ FAX 下さい。

■ 回答者情報

①都府県名 及び 部署名	都府県名：	部署名：	
②記入者氏名 及び 役職	氏名：	役職：	
③連絡先	TEL：	FAX：	E-mail：

■ 質問事項

(6) 貴都府県では独自のリサイクル製品認定制度の創設の予定はありますか？

- ①創設する予定である。(平成____年____月頃の予定)
②創設する予定はない。
③未定である。
④過去に創設していた(廃止した)。

(②、③、④の場合はその理由をお教えてください)

(7) 貴都府県ではコンクリート砕石等の再生建設資材の優先利用のために具体的にどのようなことを行っていますか？(複数選択可)

- ①特にない
②特記仕様書に優先利用に関する事項を明記している。
③発注部局等と協議会を設けている。
④発注部局の再生製品の発注・利用実績を把握している。
⑤その他

(②、③、④、⑤の場合は具体的に)

(8) 貴都府県でのコンクリート砕石等の再生建設資材の優先利用の課題は何でしょうか？

(具体的に)

(9) 民間工事での再生建設資材の優先利用について、貴都府県での工夫を教えてください。

(具体的に)

以上で、ご質問を終わります。ご協力ありがとうございました。

Ⅱ. 調査票（第4章）

全産廃連発第 115 号
平成 25 年 8 月 27 日

各 位

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
会 長 石 井 邦 夫

産業廃棄物を原料とするリサイクル建設資材の優先利用のご照会

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会ではリサイクル推進委員会を設置し、循環型社会の構築に向け、リサイクル品の有効利用に係る諸問題等の解決に向けて検討を実施しております。

当該委員会において、昨今、地域により、廃コンクリート等の建設産業廃棄物を原料としたリサイクル建設資材の需要が低迷しており、在庫過剰となっていることが問題視されたところです。

また、各道府県で独自に創設されている「リサイクル製品認定制度」の認定建設資材が、当該道府県で必ずしも優先的に利用されていないとの意見もあり、「リサイクル製品認定制度」の発注部局での利用等についてあわせて把握したいと考えております。

そこで、各都道府県の利用者側である発注部局に対して、リサイクル製品のうち特に「産業廃棄物を原料とするリサイクル建設資材」利用の際の課題として感じている事項や「リサイクル認定制度」の利用について照会することといたしました。

つきましてはお忙しいところ誠に恐縮でございますが、後段添付の[調査票(原本)]に FAX またはメールにてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ながら、当連合会への回答は平成 25 年 9 月 13 日（金）までに頂ければ幸いです。

お手数をお掛けいたしますが、調査にご協力下さいますよう、何卒宜しくようお願い申し上げます。なお、調査結果はご報告をさせて頂く予定です。

以上

[お問い合わせ先]

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

調査部

TEL : FAX :

E-mail :

※ 「調査票(原本)」のデータを希望される方は、上記アドレスまでメールをお寄せ下さい。

調査票(原本)

返送先：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 調査部

※ 送付状を付けずに本紙のみ FAX 下さい。

■ 回答者情報

①都道府県 及び 部署名	都道府県名：	部署名：	
②記入者氏名 及び 役職	氏名：	役職：	
③連絡先	TEL：	FAX：	E-mail：

■ 質問事項

(10) 貴都道府県が発注した事業において産業廃棄物を原料とするリサイクル建設資材がどの程度利用されているかの実績は把握されていますか？

①特に把握していない。 ②全て把握している。 ③一部把握している。

(11) 貴都道府県が産業廃棄物を原料とするリサイクル建設資材の優先利用する際の課題は何でしょうか？(複数選択可)

- ①品質に不安がある。 ②品質が十分でない。
③品質が安定しない。 ④値段が高い。
⑤周辺住民の理解を得にくい。 ⑥十分な量を確保できない。
⑦在庫に季節変動がある。 ⑧利用実績がない。
⑨産業廃棄物が原料であるものはイメージが良くない。
⑩実際に発注する窓口まで優先利用の考えは浸透していない。
⑪その他。

(具体的に)

(12) 貴都道府県のリサイクル製品認定制度について伺います。

⇒制度を有していない都府県は以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

- ①制度は十分なものとなっていると思う。 ②制度は十分ではない。
③制度は利用していない。 ④了知していないので答えられない。
⑤その他

(②、③、⑤の場合はその内容を具体的に。回答内容が(4)と重複するものは記入不要です。)

(13) 貴道府県のリサイクル製品認定制度の認定製品のうち「産業廃棄物を原料とするリサイクル建設資材」利用の課題は(2)の回答に加えてどのような課題がありますか？(複数選択可)

- ①認定製品が1~2社の場合競争ができない。
②認定製品の種類が少ない。
③環境への安全性は担保されているが利用に際しての規格を満足していない(または不安である)。
④同じような製品であっても製造する会社によって規格が統一していない。
⑤その他

(具体的に)

以上で、ご質問を終わります。ご協力ありがとうございました。